

てください。」などのように記載の内容から判断して申出の趣旨が特定できるような表示なら、それで足りると考えられている。

ウ 審査の申出の理由とは、審査の申出の趣旨を支持し、理由あらしめる法律上、事実上の根拠をいう。

この申出の理由については、当該審査の申出の内容が認められるか否かに大きな影響を及ぼすものであるため、できるかぎり詳しく、具体的かつ明瞭に記載するよう指導することが望ましい。

(5) 執行不停止の原則

審査の申出があっても、固定資産税に係る地方団体の徴収金の徴収は停止しない。ただし、市町村長は、職権に基づいて又は関係人の請求によって必要があると認める場合においては、これを停止することができるものと解されている。

4 審査の決定等

(1) 審査委員会における審査の概要

